



福田恒存集

江苏工业学院图书馆
藏书章

第六卷

福田恆存全集 第六卷

昭和六十三年三月一日第一刷發行

定價五千五百圓

著者 福田恆存

發行者 西永達夫

發行所 株式會社 文藝春秋

東京都千代田區紀尾井町三ノ二十三
郵便番號 一〇二一

電話東京 (03) 三五一三三 (大代表)

印刷所 精興社

製本所 加藤製本

製函所 加藤製函

©TSUNEARI FUKUDA 1988

萬一、落丁、亂丁の場合はお取替いたします

ISBN 4-16-363400-2

Printed in Japan

目次

I

國語審議會に關し文相に訴ふ

傳統技術保護に關し首相に訴ふ

教育改革に關し首相に訴ふ

祝祭日に關し衆參兩院議員に訴ふ

紀元節について

11

27

46

63

76

II

乃木將軍と旅順攻略戰

89

III

知識人の政治的言動	119
アメリカを孤立させるな	124
當用憲法論	143
現代國家論	164
郭沫若氏の心中を想ふ	171
弱者天國	175
世界の孤兒・日本	180
知識人とは何か	183
非人間的な、餘りに非人間的な	191
偽善と感傷の國	196
私の政治教室	207
滅びゆく日本	214

「世代の斷絶」といふ事

眞の自由について

民主主義の次に來たるもの

反時代的人間

羽仁五郎を叩く

民主主義の弱點

IV

教育の普及は浮薄の普及なり

生き甲斐といふ事

續・生き甲斐といふ事

外交を内政に利用するな

283 306 318 322

272 240 231 227 224 217

新聞における「甘えの構造」

新聞の思上り

新聞への最後通牒

東風西風

ずばり一言

V

唯一語の爲に

文學を疑ふ

自己は何處かに隠さねばならぬ

「藪の中」について

フィクションといふ事

449 440 434 424 421 403 361 345 336 328

言葉の藝術としての演劇
ギリシア劇の明暗

476 459

VI

獨斷的な、餘りに獨斷的な
暫く休載の辯

571 481

VII

日米兩國民に訴へる

577

覺書 六

685

福田恆存全集 第六卷

裝釘
柴永文夫
題簽
田中眞洲

I

國語審議會に關し文相に訴ふ

一

去る十二月九日、第七期國語審議會の最後の總會が行はれ、その席上、過去一年間の審議經過の報告がありました。が、「朝日」「毎日」兩新聞の表現を借りれば、つひに「最終的な結論」を出し得ずに終つたと言ふほかはありません。勿論、國語の審議において「最終的な結論」など出る筈のものではなく、またそんなものを出されては國民は甚だ迷惑する。しかも、新聞が口を揃へて「最終的な結論」を出し得なかつたと書かずにゐられない様な不様な總會だつた、そこに問題があるのです。大臣のお手許にも議事録その他の書類が既に届けられてゐるでせうが、それを御覽になつても、何處がどう不様なかお解りにはなりません。といつて、私は大臣の能力を疑つてゐるのではありません。

早い話が、仕事から歸つて來て、急にテレビのスイッチを捻り、二臺の自動車を追ひつ追はれつしてゐるテレビ映畫の一場面を見て、それだけでどちらが善玉でどちらが悪玉か直ぐ見分けられるものではない。同様に第七期國語審議會最後の總會の議事録だけを御覽になつても、何の意味もありません。いや、たとへ第七期總會の議事録を、更に第六期のそれを全部御覽になつたところで、真相は容易に掴めないと思ひます。再び譬へ話で申しますと、餘程芝居を見なれた人でも、何處までが演出家の指示によるもので、何處から先が役者の創意によるものかは、決して解るものではない。それが解る唯一の方法は稽古に立會ふ事です。幸ひ、私は戰中、戦後の國語國字改革劇について、その舞臺はもとより、稽古にも直接間接に立會つてをりますので、第七期最後の總會の報告書や議事録からは窺ひ得ない國語審議會の態度、及び文部省國語課の意圖について説明し、

その禍根を除く様、大臣の一考を促したいと思ひ立ちました。

私が申上げたい一番重要な事は吉田富三委員が第六期、第七期の四年間に亘つて提案して來た最も根本的な問題を審議會も國語課も終始逃げ切つて、いはば握り潰しのまま第八期に持込んだといふ事ではありますが、その前に十二月九日の總會で行はれた「最終的な結論」ならぬ、「一應の審議結果」について私感を述べます。当用漢字について申しますと、新聞にも出てをります通り、現行の当用漢字表から三十一字を削り、四十七字を加へ、都合十六字増加してをります。その四十七字のうちには、刑法改正の關係者より十三字追加の希望があつたものを三字減した十字が含まれてをりますので、残りの三十七字が審議會の原案といふ事になります。その結果は左の通りです。

▽当用漢字表から削つてもよいと思はれる字

丙 嗣 朕 璽 迭 嚇 拷 罷 脹 迅 頰 鍊 謁 虞 効 濫
遞 遵 寡 畝 芋 且 煩 恭 但 悅 爵 堪 箇 丹 附
▽当用漢字表に加へてもよいと思はれる字

僕 誰 杉 戾 唄 且 仙 堀 汗 肌 亭 泥 涯 尙 鈞 皿
偵 悠 甚 洞 垣 蛇 傘 拐 曹 棟 朴 枕 槽 泡 厄 膏
挑 漢 賭 齊 淫 喝 姦 矯 溪 洪 溝 肢 酌 塾 略

これを見て、常識のある者なら直ぐかういふ疑問を懐くでせう。

(一) 今の当用漢字表から「丙」「迅」「恭」「堪」「箇」などを削つても良いと思ふなら、同様に「甲」「乙」「速」「謹」「勘」「個」なども削つて良いといふ事にならぬか。いや、いつそ漢字は全部削つてしまつても良いといふ事にならないのだらうか。

(二) 「杉」「皿」「甚」「蛇」「淫」「賂」などを加へても良いなら、「藤」「柿」「釜」「鍋」「頗」「猫」「鹿」「狼」なども加へて良くはないか。いや、そのほか何を加へても良いといふ事にならないのだらうか。

(三) 刑法關係者から十三字の發注があつたと言ふが、なぜ刑法關係者にだけ發注の權利と資格を認め、醫學、歴史學、文學その他の關係者の發注を受附けないのか。

(四) 刑法關係者の發注した十三字のうち、三字は拒否したと言ふが、國語學者ならまだしも、一般有識者などといふ有象無象や文部省の役人が法律制定について法律學の専門家以上にその用語を規制する權限が與へられてゐて良いものなのか。

これは當然の疑問で、その點は大臣も御同感の事と思ひます。この疑問を端的に現したものととして、吾が國語問題協議會の理事竹内輝芳氏が作つた「当用漢字無い無い盡し」をお笑ひ草に御紹介致します。

犬があつて猫がなく、鶏があつて兎なく、馬があつても鹿がない。松があつて杉がなく、桃があつて栗がなく、柿もない。梅があつても鶯がなく、竹があつても雀がない。砂があつて泥がない。霧があつて霞もなく、虹もない。蜂があつて麓がない。君があつて僕がない。我があつて汝なく、彼があつて誰がない。好きになれても嫌へない。才があつても智まではない。服があつても靴がない。坊主があつても袈裟がない。衣はあるが袖なく、身頃なく、頭があつて頸がなく、皮膚はあつても肌がなく、目があつても瞳なく、臉もなければ眉もない。鼻があつても頬がない。舌があつても唇がなく、額があつても顎がない。心肺あつて肋骨なく、肝あつて脾臓なく、膀胱もなければ腎もない。腸管あるのに蠕動なく、吸収できても排泄できない。指があつても爪がなく、腰があつても股もなければ尻もなく、脚があつても膝もなく、脛もない。髪はあるのに櫛がない。さてはかつらか、禿が見えない。湯があつても石鹼がない。道理で泡も立たない。手を洗つても手拭がない。釜がないのに飯がある。食はうと思つたら、茶碗も椀も箸もない、膳もない。鍋がないから汁もない。菜があつても皿がない。肉はあつても漬物がない。貝があるのに殻がない。鹽があつても味噌

がなく、醬油もない。お茶があつても茶壺も急須も茶托もない。家があつても瓦なく、柱があつても桁がない。屋根があつても瓦なく、門があつても扉がない。庭があつても垣がなく、池があつても鯉がない。魚偏のつくのは鮮と鯨だけ。植木はあるが鉢がない。花があつても花瓶がない。布があつても袢がない。着物があつても箆笥がない。本があつても棚がない。箱があつても蓋がない。机はあるが椅子がない。金庫はあるが鍵がない。釋迦も孟子も親鸞もない。刀があつて槍がない。その代り筆あり紙あり墨がある。さすがは文化國家、これは有難いと思つたら硯がない。行書があつても楷書がない。封筒があつても便箋がない。葉書があつても投函できない。雨が降つても傘がない。足駄がない。畑はあるが鋤がない、鋤もない。窒素はあるが磷酸がない。年寄りがあつて杖がない。船があつても錨がない。港はあるが棧橋がない。行きがあつて戻りがない。女房があつて亭主がない。哺育もなければ、子供も叱れない。元帥があるのに軍曹がない。金があつても財布がない。田圃がないのに稲があり、米があつても粟がない。白もなく、杵もないから餅もない。酒があつても樽がない。大阪に飯もなければ、岡山に岡もなく、茨城、栃木、埼玉、神奈川、山梨、岐阜、愛媛、熊本、新潟、奈良、沖繩、いづれも半在

主権でおぼつかない。

尤も右は數年前に作られたもので、今回「当用漢字」に加へても良いと思はれる字」四十七字中の「僕・誰・戻・汁・杉・亭・泥・皿・垣・傘・曹・泡」なども含まれてをりますが、それにしても同じ四十七字中の「仙・涯・尙・槽・厄・洪・酌」等と同程度に、或はそれ以上に「加へても良いと思はれる字」が幾らでもあるではありませんか。そこに問題があるのです。漢字は要ると言ひ出せば、どれも必要ですし、要らぬと言ひ出せば、必要なものは何も無くなる。今、私は四十七字と同程度に、或はそれ以上にと申しましたが、同程度とか、それ以上とか言ふその基準は何處にあるのでせう。誰がそれを決めるのか、何を根據にそれを決めるのか。今回の審議の資料としては、國立國語研究所が昭和三十一年度の雜誌について調査した「現代雜誌九十種の用語・用字」を用ひ、その中で使用度數八回以下の当用漢字百七十七字と使用度九回以上の表外漢字三百二十三字を参照したとあります。これは八回以下のものゝを現行当用漢字表から削つても良いと思はれるものゝ、九回以上のものをそれに加へても良いと思はれるものゝとして、それぞれ検討したといふ意味でせう。これについても常識は次の様な疑問を懷きます。

(一) なぜ三十一年度の雜誌が基準になるのか。二十年度、四十年代のものはなぜ基準にならないのか。

(二) 今それが基準になるとしても、この調子では十年後の第何期かの審議會は四十一年度の調査を基準にして再び当用漢字の出し入れを審議する事にならないか。

(三) さうなると、殊に当用漢字を守りたがる新聞やNHKは四十年には三十一年度の慣用に隨ひ、五十年には四十年年度の慣用に隨つて漢字を使ひ、一般社會もそれに倣ふといふ妙な事になりはしないか。

(四) 使用度數、八回と九回との間に漢字使用についての個人の自由を左右する本質的な差がどうして認められるのか。

(五) 更に使用度數によつて一と一の漢字の重要性を決める事が果して出来るのか。いや、出来ないからこそ、それぞれの中から削るべき三十一字と加ふべき四十七字を選び出した筈で、それならその基準は何處に置いたのか。またその基準が明確であるなら、八回だの九回だのは問題にならず、一回でも加ふべきものがあり、十回でも削つても良いものがある筈ではないか。

以上の五問に對しても、大臣は恐らく私と同感であらうと思ひます。要するに、問題は当用漢字の字數にあるのではなく、その性格にあるのです。その出し入れや増減を審